

令和5年度東村山市奨学生募集要項

1 申請者の要件

- (1) 令和5年4月に高校（全日制・定時制）・高専・専修学校（高等課程）・短大・大学・専修学校（専門課程）に入学を希望しているかた、または、在学中であること。
- (2) 保護者が令和4年4月1日から引続き東村山市内に住所を有していること。
- (3) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。
- (4) 学業成績が優秀であり、又は向学心があり修学に支障がないこと。
- (5) 申請者の属する世帯に市税の滞納がないこと。
- (6) 本人の属する世帯の1年間の総収入額が、下記収入基準額以内であること。

収入基準額の目安

(単位：千円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
収入金額	4,583	5,493	6,221	6,802

※ 上の表はおおよその目安で、家族構成等により相違があります。
ひとり親世帯、障害者のいる世帯、小・中学生のいる世帯は収入基準額に一定の加算額があります。

2 貸付月額

高校・高専・専修学校（高等課程）……………10,000円
短大・大学・専修学校（専門課程）……………15,000円

3 入学支度金

私立の高校・高専・専修学校（高等課程）……………200,000円
国公立の短大・大学・専修学校（専門課程）……………200,000円
私立の短大・大学・専修学校（専門課程）……………400,000円

4 貸付期間

令和5年4月から学校教育法に規定する修学期間

5 提出書類

- (1) 学資金貸付申請書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 世帯全員の所得に関する書類
※給与収入の場合…令和3年分「源泉徴収票」
給与以外の収入の場合…令和3年分「確定申告書（控）」
- (4) 同意書【住民票、課税・非課税証明書、市税の支払状況は教育委員会で取得・調査します。（ご自身で取得する必要はございません。）】
- (5) その他東村山市教育委員会が必要と認める書類

6 償還方法

貸付期間終了の属する月の翌月から起算し、6ヶ月を経過した後、10年6ヶ月以内（無利子）に年賦、月賦で定期的に償還していただきます。それを過ぎますと違約金を徴収いたします。

7 提出締切

令和5年1月13日（金）

8 提出先

東村山市教育委員会教育部教育政策課教育総務係
東村山市本町1-2-3
TEL 042-393-5111 内線 3808